

海外経済要録

国際機関

◇国連の1959年世界経済報告

7月5日からジュネーブにおいて第13回国連経済社会理事会が開催され、わが国も理事国としてはじめて代表を派遣することになっているが、これに先立ち6月国連事務局はその討論の基礎資料として「1959年世界経済報告」を公表した。

本報告は序論、第1部、第2部からなり、序論においては経済成長の問題を取り上げ、とくにその経済安定との調和の問題につき分析を行なっている。第1部においては投資が経済成長率に重要な影響を及ぼしているとの観点から、1950年代における投資動向および投資政策を分析した上で今後の投資政策の重要性を強調しており、さらに第2部においては、先進工業諸国、低開発諸国、国家計画経済諸国につき昨年来の経済動向と60年の見通しを述べている。

本年の報告は、昨年報告が世界経済の見通しにつきかなり悲観的で、インフレの脅威よりもむしろデフレの危険を指摘したのに対し、比較的楽観的な見通しを示しており、また従来否定的であった経済安定政策についても「経済成長と経済安定とが相合して世界経済の目標となっていることにはあらゆる人の意見が一致している」とし、健全な金融財政政策の必要を認めている点が注目される。

◇IMF、8条国への移行に関し協議

IMFでは、昨秋の総会以降いわゆる14条援用国の8条国への移行に関連する法的・政策的諸問題を検討してきたが、さる6月1日、同理事会においてこの問題に関する基金の原則的立場について要旨下記のごとき決議を採択公表した。

IMF体制のもとでは各国は第8条の規定に基づきIMFの承認なしに為替制限を行ないえない建前となっているが、米・加・中南米8か国を除く大部分の諸国は戦後過渡期の例外を定めた第14条を援用してこれを免かれてきた。ところが近年に至り各国国際収支の改善、貿易・為替自由化の前進に伴い、14条援用撤回問題が漸次具体化する及び、移行の際の指針として今回この決議が採択されることとなったわけである。

(1) ある為替制限措置がIMFの承認を要するか否かは、それが為替の使用に対する直接的な政府の制限を含むか否かを指針として判断する。

(2) 各国は8条国となるに先立ちできるだけ制限措置を除去し、かつ制限復活の必要がないという確信をもちうるようになっていくことが望ましい。8条国への移行後IMFが制限付課を承認するのはそれが一時的であり、加盟国がその原因の是正に努力している場合に限る。

(3) IMFとの年1回の協議(コンサルテーション)は8条国については規定がないが、これまでの協議の成果にかんがみ、今後も経済情勢討議などの場としてこれを続行したい。

◇21か国貿易問題委員会と後進国援助会議の開催

さる1月の大西洋経済会議に基づいて設置された21か国貿易問題委員会は6月9、10両日パリで開催され、次の事項を決定した。

(1) 加盟国間の相互関税譲許手続を検討すること。

(2) 調査グループを設置し、9月のGATT関税交渉に備えてセンシティブな商品についての解決策を検討するとともにGATTの諸規定に従った通商上の諸困難除去に努力すること。

(3) 共同市場と自由貿易連合間の通商関係について、長期的な見地に立って討議を続けること。

今回の会議では5月の共同市場閣僚理事会、自由貿易連合閣僚会議、その後の英国の動きなどを通じ、両グループの接近気運が強まっていたことから、6対7の対立調整になんらかの具体的進展がみられるかと期待されたが、結局上記のごとく両者は長期的に話合うという点で意見の一致をみたにとどまった。これにより両グループの接近は当面貿易上の具体的問題を21か国会議、GATTなど国際機関を通じて解決しつつ、今後ある程度時間をかけて検討することになるものとみられる。

同じく大西洋経済会議により設置された低開発援助グループの第2回会議は、今回から新たにオランダを加えた10か国と共同市場代表、オブザーバーとして世銀およびOECD代表出席のもとに7月5～7日ボンで開催された。

会議では後進国援助のあり方としては輸出と直接結びつかない、いわゆるアンタイド・ローンが望ましいとし、

今後の援助の方向が明らかにされた点が注目されるが、期待された西ドイツの外貨準備増を背景とする後進国援助の増大も具体化せず、各国は今後さらに後進国援助を強化するという原則的決定が行なわれたにとどまった。

米 国

◇米国、第1四半期の国際収支

第1四半期（1～3月）の米国国際収支は受取65億ドル、支払71億ドルで、差引607百万ドルの支払超過となった（下表参照）。この赤字は季節調整済年率で約30億ドルとなお大幅なものであるが、昨1959年間の38億ドル（IMF出資分を除く）、58年の35億ドルに比べるとかなりの改善ぶりを示している。

収支好転の主要要因は商品輸出の好調で、同期実績は46億ドルと前年同期比21%の増加を示し、近年不振の石油・石炭関係を除けばそのペースは従来最高の1957年上半期に匹敵するものであった。これは海外綿業の在庫蓄積を映じた綿花輸出や引渡期の集中による商業用航空機輸出の急増のほか、先進諸国経済の好調および対米輸入自由化の前進、鉄鋼スト解決ないし国内景気一段落に伴う米国産業の国際競争力増大などによるものであって、これら諸事情の一部は輸入面でも鉄鋼産品および自動車輸入の頭打ちなどに反映した。商品輸入の同期実績は38億ドル前年同期比6%増を示し、従前のピークである昨年第4四半期を4%下回った。

米国の国際収支

（単位・百万ドル）

区 分	1958年	1959年	1959年				1960年 1/4
			1/4	2/4	3/4	4/4	
商品輸出①	16,263	16,225	3,802	4,060	4,035	4,328	4,596
サービス受取	7,062	7,239	1,619	1,737	1,843	2,040	1,715
商品輸入	12,951	15,315	3,597	3,884	3,848	3,986	3,819
サービス支払②	5,412	5,934	1,249	1,478	1,780	1,427	1,371
民間対外投資	2,844	2,301	391	745	392	773	567
政府支出③	5,999	6,446	1,291	2,846	1,334	975	1,359
外国対米投資④	24	548	72	190	158	128	190
外国保有ドル増加	1,202	4,126	780	1,860	1,119	367	557
金 流 出	2,275	1,075	95	741	167	72	50
（小 計）	3,477	5,201	875	2,601	1,286	439	607
記録外受取	380	783	160	365	32	226	8

- （注）① 軍事援助分を除く。
 ② 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。
 ③ 軍事援助を除く援助、政府投融资、海外軍事支出。1959年2/4 IMF払込1,375百万ドルを含む。
 ④ 短期投資および長期国債投資を除く。

資料：Survey of Current Business。

なお資本取引の面では景気局面のズレに伴う内外金融市場の条件の相違も収支に目立った影響を与えるに至らず、金流出も50百万ドルにとどまった。

欧 州 諸 国

◇英国の公定歩合引上げと特別預金率引上げ

英蘭銀行は6月23日公定歩合を5%から6%へ引き上げるとともに特別預金率を従来の2倍とする旨発表した。この結果特別預金率はロンドン手形交換所加盟銀行については2%、スコットランド系銀行は1%となり、追加預入額（約75百万ポンド）の半額は7月20日まで、残りの半額は8月17日（いずれも第3水曜日——ロンドン系銀行の毎月バランス・シート発表の基準日）までに英蘭銀行に払込を要することとなった。

また公定歩合の引上げに伴い、大蔵省証券（3月物）入札レートが4%から5%へ上昇したほか市中金利は次のとおり自動的に1%方引き上げられた。

(1)ロンドン手形交換所加盟銀行

通知預金	4%
当座貸越 対国公有企業	6%
対一流企業	6.5%
対一般企業	7～7.5%
中期貸付 (Term loan)	8% (対農業7%)
ただし個人貸付利率は5% (賦払返済を考慮した実質金利は1年期限で9.2%) と Midland 銀行 (6%) を除き据置きとなっている。	

(2)スコットランド系銀行

預金利息	3.5%
貸付最低利率 担 保 付	7.5%
無 担 保	8.5%
ないし当貸	

(3)賦払信用会社

6月24日の Finance House Association の決定により次のとおり1%方引上げ。

賦払信用会社預金	6%
賦払料率 自動車 (新 車)	9%
〃 (中古車)	12%

(4)住宅協会

Building Societies Association はすでに5月20日その各種金利の引上げを決定しているの、今回は変更なし。

住宅協会預金	3%
住宅協会出資金	3.5%
住宅抵当貸付	6%

今回の金融引締め措置の目的につき、英蘭銀行のスポ

ークスマン（同行 adviser Haslam 氏）は、「市中銀行貸出——すでに鈍化の徴候はみえているものの——の抑制を引続き維持し、さらに公定歩合引上げの一般的効果を通じ、国内需要の増大に対し強い引締め効果を及ぼすことが望ましいと考えられた。また今回の措置は国内情勢に直接対処するためのものであるが、その対外面に対する効果も考慮に入れたものである。」と声明した。このように金融措置の発表に際し、英蘭銀行当局が説明を行なったのは今回がはじめてである。

なおアイルランド中央銀行もこの英国の措置に追随し、6月30日公定歩合を4.75%から5.5%へ引き上げた。これに伴い同国の貸出金利は6.75%（0.5%高）、預金金利は残高25千ポンド未満2%（0.5%高）同25千ポンド以上は3.25%（0.75%高）となった。

◇フランスの輸入自由化措置

フランス政府は6月26日、7月1日から実施するOECD地域およびドル地域に対する輸入自由化措置を発表した。この結果、新自由化率（1957年基準）は対OECD地域92.3%（従来90.36%）、対ドル地域92.1%（従来88.5%）となった。

新自由化品目は磷酸カルシウム、天然および人造ゴム、珪素化合物、リノリウム、建築用煉瓦、各種びん、毛織物、絹織物、皮手袋、工作機械、統計機械、精密機械、鉛筆、万年筆、ホップ、糖菓類、ジューク・ボックスなど従来から対外競争力の点で問題の多かった品目を多数含んでおり、残存制限品目（工業製品）は約400品目（6,200品目中）を残すのみとなった。

今回の措置は、年初来3か月ごとに発表されてきた自由化政策具体化の一環であるが、さる6月3日行なわれたIMF勧告の線に沿ってさらにいっそうドル地域に対する差別の撤廃を図ったものと考えられる。この結果フランスは欧州諸国中最も対ドル差別の少ない国の一つとなった。

なお、ボームガルトネール蔵相は前任者ピネー氏の自由化政策の踏襲を再確認するとともに、自由化のテンポを若干早めたい旨の決意を表明しており、今後も3か月ごとに自由化措置を進め、予定の1961年末をまたず、来年4月までに工業製品の完全自由化（自由化率97%程度）が行なわれる模様である。

ア ジ ア 諸 国

◇イランの1960年度輸入政策

イラン政府はこのほど本年度（1960年3月21日～61年

3月20日）の輸出入規則を発表し、輸入政策は従来からの抑制措置をやや強化する方針を打ち出している。新輸入規則の概要は次のとおりである。

- (1) 輸入禁止品目リスト（綿花、米など主として国内産品と競合する物資）を1割方増加する。
- (2) 輸入承認品目を必需品目（工業用原材料、運輸・通信設備など56品目）と非必需品目とに分け、後者に対しては新たに15～100%の商業利益税を賦課する。
- (3) 1%開設保証マージンは、必需物資に対しては25%、その他には100%を課し（従来は一律に25～40%）、また輸入手形決済資金の貸付期間は、必需品目の場合3か月を限度として認めるが、その他は一切これを認めない（従来はいずれも6か月まで実施可能）。
- (4) 外資導入保護法による機械輸入については本規則を適用しない（従来どおり）。

イランが今回、輸入抑制の強化を表明したのは、以下のごとく、同国経済に根ざしたインフレ傾向が金融引締め政策によって最近ようやく沈静しつつある反面、外貨事情の先行き悪化が懸念されることによるものとみられる。すなわち、同国では1958年以降、輸出が国内需要の増大とコスト高から伸び悩み、一方輸入は55～61年に至る経済開発7ヵ年計画の遂行に伴い建設資材などの需要増大を映じて急増した。このため、外貨準備高は59年秋まで漸減傾向をたどり（ボトムは59年9月末の190百万ドル、前年同期に比べ3割減）、政府は輸入の抑制に踏み切ったが、この措置は恒常的な財政赤字、信用膨脹などによる影響と相まって国内のインフレ傾向に拍車をかけ、とくに生計費指数は昨年中17%の急騰をみるに至った。

かかる事情から中央銀行（Bank Melli Iran）は昨年10月、市中銀行の貸増しを一切認めない旨の金融引締め措置を発表し、インフレ抑制にのり出した結果、通貨、物価の増勢ないし上昇傾向は本年にはいりようやく落ち着きを取りもどすに至っている。

しかしながら、外貨準備高は本年5月末で200百万ドルと昨年のボトムから100百万ドルを増加したにとどまるなど、いまだ顕著な改善をみておらず、本年度中には逆に250百万ドル程度の減少すら予想されているだけに（前年度中は770百万ドルの減少）、本年度の輸入政策においては従来からの抑制方針が主として金融面からやや強化されるに至ったものとみられる。

◇パキスタンの1960年下期の輸入政策

パキスタン政府は、6月24日、本年下期（1960年7～12月）の輸入政策を発表し、工業原材料、農水産用資

材、消費財など28品目につき輸入制限緩和の方針を明らかにした。今回の措置は、第2次5ヵ年開発計画実施の線に沿い、生産拡充を意図していることのほか、最近の輸入原材料や消費財価格の上昇に対処するためとられたものであり、同時に、同国の外貨事情が昨年来好転していることを反映しているものとみられる。輸入緩和措置の概要は次のとおり。

- (1) 工業実需者が輸入する工業原料（鉄鋼、非鉄金属、潤滑油、化学薬品など）につき、生産設備能力に応じI/Lが自動的に発行されることとなった。
- (2) また、若干の農水産用資材（トラクター、漁業用ナイロン糸など）および消費財（書籍、ガラス器具、X線フィルムなど）についても、あらかじめ定められた限度内において、自動的にI/Lが発行されることとなり、(1)、(2)を通じ28品目につき輸入制限の緩和が行なわれることとなった。
- (3) なお、総輸入許可品目は前期200品目から、主としてぜいたく品が除かれ、188品目となったが、リストより除外された品目も、輸出報奨用として発給されるボーナス・ライセンスにより従来どおり輸入を行なうことができることとなっている。

◇インドネシア銀行の商業銀行業務の廃止

インドネシア銀行は、従来、商業銀行業務をも兼営していたが、先般、これを漸進的に整理中のところ、6月13日、正式にその廃止を発表した。同時に、同行は機構改革を行ない、従来の17局を廃止、新たに通貨、外国、調査、総務、経済開発の5局を設けた。

このことは、インドネシア銀行を、政府といっそう緊密な協力関係に置くことにより、同国通貨の安定、ならびに経済開発の推進を図ろうとするものとみられる。

◇フィリピン中央銀行の公定歩合引下げ

フィリピン中央銀行は、5月31日、基準再割引利率の引下げを行ない、従来の年6.5%を年6%に改めた。また、6月中旬には、政府預金取扱の商業銀行に対する再割引わくを従来の2倍に増額した。

今回の措置については、まだその実施の経緯などが明らかでないが、同行は、これまで外貨不足と国内のインフレ傾向に対処して、1957年以降3回にわたり再割引利率の引上げを行なっており(注)、最近、外貨事情および国内物価などがやや落ち着きを示し、かたがた先般来貿易・為替の漸進的統制撤廃政策を推進して生産の伸長

と合理化に努めているので、今回の措置もこのような事情を背景にとられたものとみられる。

(注)	1957年4月	年2%
	9月	4.5
	1959年2月	6.5

◇南ベトナムの輸出為替集中相場の一部変更

南ベトナム政府はこのほど国立銀行の輸出為替集中相場の一部を次のとおり改正し、6月1日から実施した。

すなわち、同国の輸出為替相場は従来、取引の種類に応じ、①政府輸出については1米ドル=35ピアストルの公定レートが、②民間輸出については輸出金額の65%に公定レート、35%に管理自由市場レート（1米ドル=73.50ピアストル）が、③旅行為替、外国投資のための運用資金など通常の貿易外受取については管理自由市場レートが、それぞれ適用されていた。今回の措置はこのうち、民間輸出につきその全額に公定レートを適用することに改め、これに1米ドル当り13.48ピアストルの補助金を交付することとしたものである。

しかし、この結果、輸出為替相場は従来の1米ドル=48.475ピアストルから48.480ピアストルとなるにとどまり、相場の変更に伴う実質的影響はないと伝えられる。

なお、輸入為替相場については従来どおり、①公定レート（米国援助による輸入、必需品、政府輸入など）、②管理自由市場レート（通常の貿易外支払）、③公定レートに60ピアストルを加算した1米ドル=95ピアストル（奢侈品の輸入）の3本建レートが適用される。

◇韓国銀行の公定歩合引上げ

韓国銀行は、6月16日次のごとく公定歩合の引上げを実施した。

手形割引 商業手形、貿易手形および援助物資購入代金決済手形 日歩2銭8厘（旧日歩2銭）

手形貸付（ただし農業銀行に対する営農資金貸付などを除く）日歩3銭8厘（旧日歩2銭8厘）

韓国においては昨年夏以降インフレ傾向が顕著となり、11月には公定歩合の引上げ（手形割引日歩2厘高、手形貸付同8厘高）、本年2月には対米ドル・レートの切下げを行ない、その後も輸入制限の緩和、政府管理米の放出など相次いでインフレ対策を実施してきた。しかしながら、さる4月の政変から、さらに経済情勢の悪化、とくに物価上昇と外貨事情悪化の懸念が濃くなってきた。韓国銀行の上記のごとき大幅な公定歩合の引上げは、このような事情に対応し実施されたものである。